

植民地統治下における朝鮮農業の展開

—— その構造的奇型化を中心として ——

さ さ も と た け は る
笹 本 武 治

は し が き

I 朝鮮農業の再生産構造

1. 土地集中
2. 地主的土地所有の特質
3. 「近代的地主」の支配形態
4. 零細化と貧窮化の構造

II 稲作生産力展開の技術的条件

III 農業生産の拡大——その植民地的特質

は し が き

第2次大戦終了までの約70年間にわたる朝鮮の歴史過程は、日本資本主義による植民地支配の確立と、その強力な支配のもとでの民族的経済の破壊と社会経済の植民地的奇形化の過程であった。この過程をつうじて、朝鮮経済の「資本主義化」と生産力の展開が強制的に促進された。日本資本主義にとって植民地朝鮮の存在意義は、その発展段階に対応して、これを工業製品の輸出市場、食糧供給基地、資本輸出市場として確保し、さらに大陸前進の兵站基地、「大陸ルート」として、大陸進出の拠点化することにあつた。この過程において、とくに日本資本主義支配の後期にあつて、朝鮮経済は、北鮮を中心に工業基地化がすすむにつれて、産業構造の近代化が逐次進行した。しかし日本支配の全期間をつうじて、朝鮮経済における農業の地位は依然として高く、農業生産力の展開は、植民地経営における主要な眼目をなした。日本統治下における朝鮮経済が、その構造的な植民

地的奇形化の過程において、なお一定の「発展」を遂げたのは、農業生産の展開に負うところが大きい。

伝統的な生産技術と粗放経営のもとで、極度に低い、自給的生産に低迷していた朝鮮農業が、まず、資本主義的商業機構の支配のもとに組みこまれたのは、日本人貿易商による前貸・予約買付を契機とする貨幣経済の浸透によるものであつた。これは近代的土地私有制が確立する以前は、米の商品化手段としてきわめて効果的手段であつたとされる^(註1)。また日本人の土地投資は、朝鮮農業の「資本主義化」の主要な契機となつた。「近代的土地私有制」の確立は、農業の資本主義化の条件として重要であるが、朝鮮においては、土地調査事業(1910~18年)の完成によって、土地私有制確立の基礎が与えられた。この土地私有制の確立は、当時の「収租権者」を土地所有権者とすることによって、農民の土地喪失を急速に促進した。しかしこの過程は、農業生産における近代的な資本制生産を確立したものではなく、半封建的地主小作関係のもとで、零細小作農経営を強制的に創出・定着させた。他方、この土地私有制の確立によって、日本人の土地取得を容易にし、高率現物地代の取得を保証する基礎が与えられた。こうした条件整備によって、日本人地主の地位は強化され、農業生産力展開の推進者としての役割を果たすこととなつた。それは朝鮮農業生産の展開が、地主的強制による一面をもっていることを示している。ま

た朝鮮農業が日本内地への食糧供給基地としての植民地的性格をもっていることから、朝鮮総督府に課せられた食糧供給増大のための強権的農政と地主的強制が癒着して、農業生産の拡大が促進された。

かくて日本統治下における朝鮮農業は、特殊の展開過程をとることとなった。この過程が、日本資本主義の植民地支配の一環として行なわれたことは自明である。したがって朝鮮農業は、朝鮮独自の民族経済の一翼としてではなく、内地農業への補完として位置づけられ、内地農業の変動調整機能をになわされることとなった。

(注1) 四方博「朝鮮における近代資本主義の成立過程」(京城帝国大学法文学会編『朝鮮社会経済史研究』, 昭和8年), 192ページ。

I 朝鮮農業の再生産構造

1. 土地集中

朝鮮農業の再生産構造の特徴は、極度に高い土地集中にその集中的表現をみることができる。この土地集中は、小作地の著しい増大、農地の自小作別構成における小作地比の極端な大きさに端的に示されている(第1表参照)。また自作農家比の低下と自小作および小作農家比、とくに後者の著しい上昇は、土地集中の経営形態への反映である(第2表参照)。朝鮮におけるこの土地集中は、高度の地主的土地所有制によって特異の存在であった日本をはるかに上回るものである(注1)。

また大正7年および昭和9年間に於いて、地主数(甲・乙)(注2)は8万2000人から10万5000人にふえ、小作地は219万町歩から252万町歩に増大している。この間、地主の平均貸付地は26町歩から24町歩に低下しているが(注3)、地主の圧倒的部分(注4)が30町歩以下の農地所有者であったことか

第1表 耕地の自小作別構成

	耕地面積 (1000町歩)			構成比(%)					
				自作地			小作地		
	自作地	小作地	合計	水田	畑	平均	水田	畑	平均
大正 3	1,421	1,538	2,959	35	56	49	65	44	51
昭和10	1,930	2,570	4,500	36	57	43	64	43	57
11	1,919	2,586	4,505	36	57	42	64	43	58
12	1,916	2,589	4,505	35	57	42	65	43	58
13	1,908	2,608	4,516	35	58	42	65	42	58

(出所) 『朝鮮総督府農業統計表(昭和14年度)』にもとづき算出。

第2表 農家の自小作別構成の変化(%)

	地主	自作	自小作	小作	純火 田民	被傭者
大正 3	1.8	22.0	41.1	35.1	…	…
8	3.4	19.7	39.3	37.6	…	…
13	3.8	19.5	34.5	42.2	…	…
昭和 4	3.7	18.0	31.5	45.6	1.2	…
7	3.6	16.3	25.3	52.8	2.1	…
9	…	18.0	24.0	51.9	2.7	3.4
10	…	17.9	24.1	51.9	2.5	3.6
11	…	17.9	24.1	51.8	2.4	3.8
12	…	18.0	24.1	51.7	2.4	3.8
13	…	18.1	23.9	51.9	2.3	3.8

(出所) 朝鮮総督府『朝鮮の農業』(昭和15年)。

(注) 昭和8年以降、「地主」を調査せず、自作中に含む。

ら、少数の巨大地主への土地集中が行なわれていたことが明らかである。この土地集中化傾向は、すでに近代的土地私有制が確立する以前からみられる。とくに土地調査事業の進行過程で、両班、封建閥族などによる大量の土地占有によって土地集中は促進された。土地私有制確立後における土地集中は比較的緩慢であるが、これは土地調査事業の実行過程における土地集中のはげしさを示唆している。また土地集中は水田においてとくに顕著である。

土地集中について日本人が果たした役割もまた大きい。日本人の土地投資は、すでに日露戦争前、朝鮮の社会経済の混乱期において盛んに行なわれた。すなわち、明治38年以前に設立された100町

歩以上の農事経営者数はすでに18を数え、明治39～43年間には39の設立をみ、「合邦」までの期間にその数は57に達している(注5)。また30町歩以上を所有する日本人地主数は、明治42年においてすでに135を数える(注6)。このように、近代的地私所有制が確立する以前に、すでに日本人による大土地所有が行なわれ、植民地化の過程をつうじて、日本人地主が近代的地私所有制確立に一定の役割を果たすこととなった。その後土地私所有制が確立していく過程で、日本人の土地所有はいっそう進展した。この段階での所有規模は相対的に小さくなっていくが、地主数とその支配面積はしだいに増大し、大正4年の日本人地主総数は6969人に達した(注7)。また明治43年の「合邦」後、大正9年までに設立された100町歩以上の土地を支配する日本人農事経営者数は143、昭和6年現在の累計では341を数える(注8)。この土地集中傾向は日本人地主においてとくに顕著で、昭和6年現在、500町歩以上の日本人大土地所有者は52に達する(注9)。朝鮮における土地集中は上記のとおり水田においてとくにはなはだしかったが、日本人による土地集中もまた水田において顕著であった。「米作農業の中核とも称すべき全州平野は、内地人土地投資の就中集中的に行われた所で……そこには1000町歩以上の巨大地主のみにも20名を算し」(注10)、穀倉地帯の全羅南北道において、水田を対象とする日本人による土地集中は顕著であった。かくて、日本人が取得した耕地面積は、昭和3年において22万3000町歩に達した(注11)。これは朝鮮の耕地(水田、畑)総面積のわずかに5%にすぎないとはいえ、日本人地主による土地支配が、朝鮮農業の再生産構造の特質を形成するうえで、きわめて重要な意味をもつに至った。

日本人の土地投資が、朝鮮農業において支配的

な、極度に高い現物地代の取得を目的としたものであることは明らかである。これは朝鮮における伝統的、前近代的な土地制度の維持・温存を条件とする。「近代的」な土地私所有制の確立を契機として強化された朝鮮の土地集中が、一方で多くの農業労働者を析出しながらも、基本的には、農業生産における近代的な資本制生産を確立する代わりに、農民の土地からの離脱、小作農化を激化し、火田民を増加させ、特徴的な農業生産構造をつくりだしたのは当然である。あとで述べるように、たしかに日本資本主義の支配下において、朝鮮農業の生産基盤は整備され、新しい農業技術体系の導入によって、農業生産は飛躍的に増大した。しかしこの過程は、近代的地私所有制のもとでの農業生産力の拡大ではなく、前近代的な土地制度を条件にした、強権的な増産体制によって実現したものである。

2. 地主的土地所有の特質

土地集中過程において、農民層の分解は小作化を拡大した(第2表参照)。これらの小作農家は、地主の支配下にあつて、不安定な小作権と高率現物小作料を強制される零細な前近代的農業生産者であった。朝鮮の地主は、貴族・両班などを源流とする不在地主(封建的地主)、土地私所有制確立前から土地所有者として登場した日本人地主(「近代的地主」)およびこれら両者の間に位置する「新興地主」に大別される。「封建的地主」は都市に居住し、「舎音」に土地管理を行なわせ、農業生産に直接干渉しない純然たる消費階級である。「近代的地主」に属する日本人地主は、農業開発の先駆者として、主として米作農業の発展に企業者的役割を果たした。また「新興地主」は、一方で封建的諸関係に基礎をおきながら、「近代的地主」の性格をもつ階級である(注12)。

地主の性格によって、小作関係の内容に若干の差はあるが、その本質は異なる。すなわち、いずれの場合も、小作農家は地主の強い支配下にあつて、小作権の不安定と高率の現物地代の収奪のもとで、一般に零細かつおくれた生産方法を特徴とする困窮農家であること、したがって農業再生産と生活維持すら困難であることは、前近代的な土地制度の本質を示している。「定租法」「執租法」および「打租法」など、慣行的方法で徴収される小作料は、ごく例外的にみられる金納または代金納のほか、大部分が物納制である。しかも小作料率は50%以上を通例とする。このほか小作農は、しばしば地主の公租公課負担を転嫁されるばかりか、「色租」、「斗税」、「加賭只」その他の物納負担および無償労働の提供など、封建的貢納を強制される。また小作契約の大半は口頭で行なわれ、小作契約期間についても大部分が不定期である^(注13)。このような小作慣行のもとで、小作権が著しく不安定であることは避けられない。昭和5年1カ年間の小作権の移動が件数で約24万件に達し、小作、自小作農家10戸に1件の割合で発生しているのはその証拠である^(注14)。また強権的な植民地支配のもとで、小作争議は昭和2～6年合計の2700件から、昭和8年2000件、同12年3万1000件と激増している。これは、小作争議の大部分が小作権をめぐる紛争であることからみて、小作権の不安定性と地主的圧制の強烈さを示すものである^(注15)。事実、小作農に対する地主の地位は、絶対専制者としてのそれである。こうした前近代的な地主支配体制は、朝鮮における農業再生産構造の特質を規定する。昭和9年、地主の激しい反対を排除して実施された、「画期的」といわれる朝鮮農地令は、農地賃貸権の確保、舎音による土地管理制度の改善、争議調停機関（小作委員会）の設

置等によって、小作関係の改善を意図したものである。これが地主的土地所有制度の矛盾を緩和するためのものであることはいうまでもない。この農地令の制定を必要とした当時の状況そのものが、土地制度の矛盾激化を示唆する。しかしこの改善策は、所詮、弥縫策にすぎず、小作制度の本質、その基本的な矛盾の解決に迫るものでなかったことはもちろんである。

3. 「近代的地主」の支配形態

地主の支配形態は、さきにも地主の性格に応じて若干の差異を示している。たとえば「封建的地主」にあつては、その収奪はより強圧的に、きわめて前近代的な形態で行なわれるのに対し、「近代的地主」は、その企業家的性格から、特殊の支配形態がとられる。「近代的地主」と規定される日本人地主の支配形態についてみよう。

朝鮮における日本人地主は、「農事経営者」として、また巨大な土地集中によって顕著な特徴をもつ。傘下に多数の小作農を擁し、農業の生産から流通に至る全過程において、小作農に対して強大な支配力をもつことにおいてもまた特徴的である。すなわち、生産過程にあつては、種籾について地主の指定品種または地主が選定した品種の使用を強制する。また農作物の種類を限定し、農事改良について地主の指導奨励に従わせ、肥料の使用についてその種類と数量の指定または強制が行なわれる。このほか、耕耘、播種、植付、除草、刈取、脱穀などについて、指定された適期の農作業を強制し、地主が小作人の故意、怠慢によって適期の農作業が遅滞し、あるいはその労働能率減退により成績不良と認めた場合には、小作面積の減少、小作人負担によるこれら農作業の地主代行などを強要される。さらに、小作地に対する公租公課は地主が負担するが、小配水路、農道、小堤

防、橋梁などの維持補修費は一般に小作人の負担である。

小作料率は50%を超え、現物で徴収される。収穫物については、小作料、肥料代、種子代、農具代、耕牛貸付料その他、地主に対する債務完済以前にこれを処分することは禁じられている。これらの地主への納入、返済にあてられる収穫物の品質についても、地主によって厳重な規格が定められる。小作料納入に当たっては、運搬途中での目減りを理由に、一定の「口枿」が要求されるが、これは事実上、小作料のうわ積みである。また小作人に対する前貸資金の現物による返済については、とくにその完済と迅速さが強制される。これらの禁止または強制が履行されない場合、小作人は土地から放逐されざるをえない。地主に対する小作人の債務遂行の保証は、小作人による「五人組制度」によって相互に強制される。この五人組制度はまた、小作人に対する地主の厳重な支配管理の末端機構として機能する。さらに、地主はその支配体制維持の必要から、小作人が「徒党を組む」「不審不穏な言動」をすることを極度に警戒し、これを厳禁した。そればかりか、小作人の住居移転、他人の同居禁止などの居住制限までも行なっているのである^(注16)。

巨大な「近代的地主」は、小作農に対し、指導に代わるに強権的な命令と監視と強制によって農業生産の拡大を確保した。また流通分配過程においては、小作農はその生産物の処分、農業用諸資材の購入使用等の自由はなく、苛酷な現物地代その他による収奪を強制される。もとよりここには、近代的な土地貸借関係も、独立生産者としての小作農も存在しない。前近代的な土地制度を紐帯にして、農業経営者とは似て非なる強制労働の関係が成立したのである。長い封建的支配と収奪によ

って、独立生産者としての資格喪失を余儀なくされ、さらに私的土地所有制の確立過程において小作農となった朝鮮農民を、農業生産者として機能せしめるために、なおこうした地主的強制が必要悪とされた。もとよりそれが、独立生産者としての借地農形成を意図したものでなかったことは自明である。かくて、「近代的地主」(日本人巨大地主)は、小作人に対する強権的支配をつうじて、農業生産を強制的に増大しつつ、朝鮮農業の再生産構造の植民地的奇型化を促進したのである。

4. 零細化と貧窮化の構造

土地集中に伴う農民層の分解過程は、小作農化の過程であったが、これとともに農業経営の零細化も進展した。たとえば農家の平均経営規模は、大正7年の1.63町歩から昭和11年には1.44町歩に低下している。しかしこの零細化過程が内包する農民層分解の型は、データ不足のため明らかでない。ただ部分的データによると、3反未満の零細経営が減少し、農家数のほぼ半数を占める3反～1町歩階層の著しい増大、1～3町歩階層の漸増、3町歩以上の階層の減少がみられる^(注17)。また3反未満の農家数は総農家数の26%、3反～1町歩35%、1町歩以上39%(大正12年)、5反未満30%(昭和9年)^(注18)であって、一般に零細経営が支配的である。この零細性は農業地帯である南鮮、とくに代表的な米作地帯をなす全羅道および慶尚南道において顕著である。

自小作別では、小作の平均規模が1.02町歩であるのに対し、自作1.9町歩、自小作2.6町歩(昭和7～11年平均)である。また自小作別経営階層別構成では、第3表のとおり、小作の零細性が著しい^(注19)。

農業の生産性が低く、しかも前近代的な地主的収奪を特徴とする朝鮮農業において、このような

第3表 自小作別経営規模別構成（大正12年）

	~0.3町 (%)	0.3~1.0町 (%)	計 (%)
自作	18.9	31.3	50.2
自小	24.9	35.2	60.1
小作	30.6	36.4	67.0
平均	25.8	34.8	60.6

（出所）久間健一『朝鮮農政の課題』、218ページ。

零細経営は、農民の貧困を決定的にする。したがって零細化の進展は、朝鮮農民の貧窮化の進展にほかならない。農民の窮乏化は、端境期における膨大な絶糧農家の続出という極限のかたちであられる。朝鮮農民の強制的な窮迫販売は一般的で、「小作人は地主の所で出来秋の勘定を済ませて帰るときには、箒と箕だけを持って家に帰る」^(注20)という貧窮状態を通例とした。この春窮状態は小作農固有のものではない。昭和5年において、自作農家の18%、自小作農家の38%、小作農家の68%、全農家の実に48%が春窮農家である。また負債のある小作農家は全体の75%と高く、生活難のため、賃労働を兼業する小作農家は37%を占めている^(注21)。農家負債が、地主または商人からの想像を絶する高利債であることはいうまでもない^(注22)。その後、農村振興運動等をつうじて、春窮が相対的に緩和されたとしても「農村の貧窮を物語る“春窮表嶺”の言葉は今や現実味を失うに至った」^(注23)とする朝鮮総督府の評価は、総督府農政に対する自讃もはなはだしいといわねばならない。

また農民の貧窮化は、農業従事者中作男または日傭労働者が6%（南鮮では9%）を占め（昭和5年国勢調査）、被傭農家数が増大している（第2表参照）ことに反映されている。さらに農民の窮乏化による流浪者である純火田民が、昭和4年の3万4333戸から、昭和13年7万1187戸と激増^(注24)しているのは、農民層の分解によって土地から離脱を余儀なくされた農民が、このようなかたちで農村内に

滞留・堆積されざるをえなかったことを示している。しかも他方では、農民の脱農・転業者があいつぎ、その数は15万人（昭和3年）に達している。これには「一家離散」者7000人が含まれている。これら脱農民は、労働者・傭人化、日満等への移民その他への「転業」を余儀なくされた。この「転業」、とくに全体の20%を占める移民は、脱農民の流転形態にほかならない。この脱農民が主として「農業失敗者」であることは想像に難くない^(注25)。

かくて、植民地体制下における地主的土地所有制は、その展開過程において、農民層の分解、農民の貧窮化を強制的に推進した。この過程はまた、農民が地主的生産力機構の従属者に転化する過程である。日本資本主義の支配下における農業生産力の展開が、近代資本制生産におけるそれとは異なった、このような関係において行なわれたことから、その生産力が一定の限界をもたざるをえなかったことは当然である。

（注1）昭和15年における日本の小作地率は、水田52%、畑39%、平均46%、農家構成では、自作31%、自小作42%、小作27%であった。

（注2）地主甲は不耕作地主、地主乙は所有地の大部分を貸付け、一部を自作するもの。

（注3）『朝鮮総督府農業統計表（昭和13年度）』および『朝鮮の農業』（昭和15年）にもとづき算出。

（注4）『朝鮮の農業』、『日本帝国主義と旧植民地地主制』等よりの筆者の推定によれば、昭和7年当時地主総数中30町歩以下の貸付地所有者数の割合はおおよそ95%に達する。

（注5）久間健一『朝鮮農業の近代的様相』（昭和10年）、4～5ページ。

（注6）浅田喬二『日本帝国主義と旧植民地地主制』（昭和43年）、68ページ。

（注7）浅田喬二、78ページ。

（注8）久間健一、4～5ページ。

（注9）東畑精一、大川一司『米穀経済の研究』（昭和14年）、306ページ。

（注10）久間健一、5ページ。

- (注11) 浅田喬二, 78ページ。
 (注12) 日滿農政研究会『朝鮮農業の概観』(日滿農政資料第3輯, 昭和16年), 69~76ページ。
 (注13) 同上, 82~84ページ。
 (注14) 同上, 85ページ。
 (注15) 朝鮮総督府『朝鮮の農業』(昭和15年), 297ページ。
 (注16) 久間健一『朝鮮農政の課題』, (昭和18年), 286~320ページ。
 (注17) 同上, 211ページ(第3表)。
 (注18) 同上, 214~215ページ。
 (注19) 同上, 218~219ページ。
 (注20) 友邦協会『宇垣総督の農村振興運動』(友邦シリーズ第5号, 昭和41年), 8ページ。
 (注21) 久間健一『朝鮮農業の近代的様相』(昭和10年), 30ページ。
 (注22) 東畑精一, 大川一司『米穀経済の研究』(昭和14年), 301ページ。
 (注23) 朝鮮総督府『朝鮮の農業』(昭和16年), 4ページ。
 (注24) 朝鮮総督府『朝鮮の農業』(昭和15年), 292~293ページ。
 (注25) 日滿農政研究会『朝鮮農業の概観』, (昭和16年), 60~61ページ。

II 稲作生産力展開の技術的条件

日本資本主義は、植民地支配の全期間をつうじて、朝鮮農業の生産拡大に努力を傾注した。それは日本内地に対する食糧補給の「国家的要求」と、日本人地主による土地経営所得増大の要求からであった。そのため総督府と日本人地主は、朝鮮農業の生産拡大に対する共通の利害に立って、その展開に指導的役割を果たすこととなった。

李王朝末期において、水田の灌漑率は20%にすぎず、その80%は不安定な天水水田であった^(注1)。稲の品種は改良を経ない在来種が、伝統的な農法によって栽培され、略奪的な経営が行なわれていた。こうした技術的条件のもとで、農業生産はき

わめて不安定^(注2)かつ低水準に停滞せざるをえなかった。このような停滞の農業は、日本資本主義の支配下において面目を一新した。灌漑の整備、品種の改良普及、化学肥料の施肥、その他の耕種改善によって、農業生産の技術的条件が著しく改善されたからである。まず水利灌漑事業が推進され、灌漑はかなり普及した(第4表参照)。このため昭和13年の水利安全水田面積は水田総面積の49%、水利不安全水田で灌漑施設を有するもの21%で、「51万7000町歩(3割)は未だ天水のみに頼る水利不全水田なりと雖も、これを施政当時比すれば全く隔世の感」^(注3)があったのである。水利安全水田と不安全水田、とくに天水水田との生産力格差は、平年作において40%内外に達する。しかも前記のとおり、朝鮮の農業生産の不安定性が旱害によるところが大きいことからみて、灌漑の普及は、農業生産力の展開にとって決定的な重要性をもつに至った。

この水利改善事業は、莫大な補助金と低利融資によって、水利組合等により大規模に行なわれた。その他の土地改良事業もまた、補助事業として推進され、灌漑の普及とともに、朝鮮農業の生産基

第4表 水田灌漑面積(単位: 1000町歩)

	水田総面積	灌漑田	天水田	割合	
				灌漑田(%)	天水田(%)
昭和9	1,686	1,147	539	67	33
10	1,701	1,161	540	68	32
11	1,705	1,176	528	69	31
12	1,739	1,220	519	69	31
13	1,739	1,217	522	70	30

(出所) 『朝鮮総督府統計年報』(昭和13年)による。

(注) 昭和14年末現在、水田総面積175万町歩中、水利安全灌漑田86万8000町歩(49%)、水利不安全で灌漑設備を有する水田36万7000町歩(21%)、天水田51万7000町歩(30%)〔朝鮮総督府『朝鮮の農業』(昭和16年), 26ページ。〕

盤整備の一環として、農業生産の安定化と拡大の基本的条件となった。

品種改良、優良品種の導入によって、伝統的な在来種栽培の稲作もまた一新した。品種改良は、多収化と良質化を目的とする。日本からの優良品種の導入は、すでに「合邦」前から日本人地主の手で行なわれたが、その後計画的に推進され、これを勸業模範場、道種苗場等で試作のうえ普及された。導入品種は多いが、おもなものは、早神力、穀良都、銀坊主、多摩錦などで、その栽培面積はいずれも数十万町歩に達する。また朝鮮において、児玉、日進、瑞光、栄光、八紘、鮮瑞、朝光、八達などの優良品種が育成された^(註4)。これらの優良品種の普及は強制的に行なわれ、栽培面積は急速に拡大し（第5表参照）、農業生産拡大の中心的な技術的基礎となった。

第5表 優良品種の普及状況（水稲）

	優良品種			在来品種		
	作付面積 (1000町)	収穫高 (1000石)	反収 (石)	作付面積 (1000町)	収穫高 (1000石)	反収 (石)
大正 1	39	493	1.267	1,364	10,277	0.754
6	590	6,969	1.181	920	6,594	0.717
11	979	10,514	1.074	560	4,381	0.782
昭和 2	1,163	13,529	1.163	406	3,519	0.867
7	1,245	12,886	1.035	361	3,195	0.886
11	1,337	16,639	1.244	231	2,535	1.098

（出所）小早川九郎『朝鮮農業発達史』、資料篇（昭和35年）、109ページによる。原資料は『朝鮮総督府農業統計表』。

施肥もまた、日本統治下において著しく進展した。従来朝鮮の農業は、略奪農法を主としていたため、「地力極端に消耗し、主要作物の反当収量の如きは内地の半ばにも及ばざる状態」であった^(註5)。そこで総督府農政は、とくに昭和元年以降、堆肥、緑肥などの自給肥料の増産と販売肥料の普及を推進し、施肥農業は急速に拡大した。とくに昭和5年以降、朝鮮において化学肥料の生産

がすすむにつれて、化学肥料の普及はいちだんと活発化した。

以上のような灌漑の整備、優良品種の導入および肥料供給の増大等によって、朝鮮農業の技術的条件は著しく整備された。これは必然的に農業生産技術の改善を促進し、農業生産力展開の契機となった。これにつれて農業の経営構造もまた、窮迫販売をテコに商品生産の強化を中心として、急激な変化をみるに至った。

農業生産の技術的条件の整備は、耕種法の改善を中心に、日本統治下において早くから着手されたが、産米増殖計画の実施過程できわだって推進された。産米増殖計画は、米騒動を契機に、米の内地向け大量補給のため、大正9年から着手された。これは第1期計画として、大正9年以降15年間に、42万7500町歩の土地改良と耕種改善によって、920万石の産米増殖を計画した。しかし工費の高騰、高金利等により事業実績が計画を大幅に下回ったため、大正15年以降、低利資金の融資等により、12年間に35万町歩の土地改良と、施肥の増加、品種改良等によって、820万石の産米増殖を目標に、計画更新が行なわれた。その後農業恐慌による日本農業の危機のため、この計画は昭和9年以降打ち切られた。しかし日支事変以降、日本の食糧問題の深刻化に伴い、新增米計画が実施されるに至った。産米増殖計画の変転は、朝鮮の農業が、日本農業に完全に従属していたことを示している。

上記のとおり、産米増殖計画の実施によって農業生産の技術的基礎が整備され、生産力は拡大した。この過程はアメとムチによって強行された。日本人地主は手厚い財政的援助に支えられて、土地改良、耕種改善を実施し、これによって、生産力増大による所得増と農民に対する支配力を強化

した(注6)。他方朝鮮農民は、強権的に増産を強制され、苛酷な地主的収奪を受けた。優良品種の普及をはじめ、耕種改善その他の技術指導は強権的に行なわれ、その推進にはしばしば警察力さえ行使され、徹底的に行なわれた。この過程はまた、労働集約化の強制過程でもあった。そしてこのような強権的強制過程は、農業生産力の展開に、一定の制約を課すこととなった。

(注1) 朝鮮総督府『朝鮮の農業』(昭和15年), 21ページ。

(注2) 同上(昭和16年), 20ページ。

旱水害による7割以上減収の水稲被害面積はつぎのとおりである。昭和9年(水害)を除きいずれも旱害によるものである。

年	面積(1000町歩)
大正8年	200
13	134
昭和3	214
4	112
9	125
14	693

(注3) 同上, 25ページ。

(注4) 佐藤健吉「韓国の稲作」(『アジア農業』, 4巻8号), 24~25ページ。

(注5) 朝鮮総督府『朝鮮の農業』(昭和16年), 54~55ページ。

(注6) 科学技術庁「朝鮮の稲作技術発達史」(『低開発国科学技術事情調査資料』, No. 2), 155ページ。

III 農業生産の拡大

——その植民地的特質——

朝鮮の農業生産は、前記の技術的条件の整備によって、産米増殖計画実施以降とくに拡大した。これは作付面積の増大にもまして、単位面積当たり収量の増大によるものである(第6表参照)。この期間において、とくに昭和農業恐慌以降の農村振興運動の過程において、農業生産の多角化もめだって進展した。自給的产品である雑穀類の昭和14年における生産量は「合邦」当初の2倍にふえ、

第6表 米の生産推移

	作付面積 (1000町歩)	収穫高 (1000石)	反収 (石)
明治 43	1,353	10,406	0.77
44	1,399	11,568	0.83
大正 1~5平均	1,475	12,777	0.87
6~10 "	1,540	14,171	0.92
11~昭1 "	1,571	14,696	0.94
昭和 2~6 "	1,618	15,913	0.99
7~11 "	1,670	17,714	1.04
12	1,639	26,797	1.66
13	1,660	24,139	1.45
14	1,335	14,355	1.16

(出所) 『朝鮮総督府統計年報』(昭和8, 14年)により算出。昭和14年は大旱害の年である。

増産は顕著である。また綿花その他の繊維作物、油脂原料その他の特用商品作物の生産増大も著しく、有畜農業も逐次発展をみせている。この事実、商業的農業の進展を示している。しかし朝鮮農業の生産水準は日本に比べて一般にかなり低く、農業の近代化はおくれ、本質的には略奪的経営から脱却しきつてはいない。このことはまた、日本資本主義が、このような低水準の農業生産力を基礎にして、なお十分な植民地利潤を取得しうるためには、激しい収奪を行なわざるをえなかったことを示すものである。

日本資本主義の支配下における朝鮮農業生産力の展開は、その植民地的性格に規定されて、特殊のしかたで行なわれた。朝鮮支配の局面は、日本資本主義の発展段階に対応して転回したが、昭和恐慌後の一時期を例外にして、その支配の全期間をつうじて、朝鮮農業は日本の食糧補給基地としての基本的役割をになわされた。産米増殖計画は、単に米の対日供給量の増大を意図したばかりでなく、質的にも対日需要に対応したものであった。かくて朝鮮農業は、日本資本主義の農産物需要への対応の強制によって対日従属を強化し、構造的な奇型化をなし遂げた。この過程は、一面、窮迫的販売を軸にして展開した。生産力の発展をはる

かに超えた米の対日移出の増大(注1)が、地主的支配のメカニズムをつうじて、鮮内における米の消費を強制的に抑制し、雑穀代替によって行なわれたことはその一斑である。

「近代的地主」としての日本人地主は、朝鮮農業の対日従属化と、日本資本主義の食糧基地化をすすめるうえで重要な役割を果たした。すなわち、農業生産の強制的拡大→農産物の収奪・農民の窮迫販売強制→対日供給増大のメカニズムの中核をなすものは、日本人による地主的土地所有である。ここで朝鮮総督府は、このメカニズムを保証する権力的庇護者として機能した。農業生産の基盤およびその技術的条件の整備をはじめ、農業生産拡大のために行なわれた総督府農政の展開は、すぐ

れて農企業家的性格をもつ日本人地主の支配のもとで、生産力を高め、したがってその支配力強化のための必要条件であった。

(注1) 米の生産に対する対日移出の割合は、大正1～5年(平均)の8%から、6～10年16%、大正10～昭和元年30%、昭和2～6年42%、7～11年50%、13年45%、14年43%と急激に増大している。

〈付記〉 本稿には日本資本主義の支配下において行なわれた農業生産基盤の整備、農業技術の改良等が、植民地解放後の農業生産力の物的基礎としてもちうる役割および植民地支配による農業生産力構造の植民地的奇型化の影響など、検討さるべき問題が多く残されている。これらの問題については、稿を改めて報告したい。

(調査研究部長)

アジア経済研究所刊行

先進諸国の対アジア経済協力

日本生産性本部
主任研究員 高木健次郎編

330頁 定価 800

アジア諸国の租税制度

大蔵省
主税局総務課長 吉国二郎編

全3分冊 定価 3500

(I)インド・セイロン編 510頁

同 上

(II)タイ・香港編 220頁

同 上

(III)オーストラリア・
ニュージーランド編 390頁

▷総論(高木健次郎)▷国連および専門機関による国際経済協力(崎山昭治)▷先進諸国グループの経済援助(川崎弘)▷東南アジア諸国に対するアメリカの援助(上山純)▷イギリスの東南アジア経済援助(谷竜男)▷西ドイツの東南アジア経済援助(月村市郎)▷社会主義国グループ(岡本正己)

▷インド・セイロンにおける租税の社会的背景、概要および制度、所得税その他諸税の調査研究(吉国二郎・塩崎潤・植松守雄・能瀬信二・斎藤恵一・谷口寿一・村岡邦男・原田稔・村沢覚男・安井誠・上野雄二・小松芳明・佐藤東男・甲斐英雄・笹本武治・岸薫夫)

▷タイ・香港における租税の社会的背景、概要および制度、所得税その他諸税の調査研究(吉国二郎・塩崎潤・植松守雄・能瀬信二・斎藤恵一・谷口寿一・村岡邦男・原田稔・村沢覚男・安井誠・上野雄二・小松芳明・佐藤東男・甲斐英雄・笹本武治・岸薫夫)

▷オーストラリア・ニュージーランドにおける租税の社会的背景、概要および制度、所得税その他諸税の調査研究(吉国二郎・塩崎潤・植松守雄・能瀬信二・斎藤恵一・谷口寿一・村岡邦男・原田稔・村沢覚男・安井誠・上野雄二・小松芳明・佐藤東男・甲斐英雄・笹本武治・岸薫夫)

アジア経済出版会発売